

## AMT CHINA LEGAL UPDATE

### CONTENTS

#### I Lawyer's Eye

中国の個人投資家による海外直接投資について  
北京オフィス顧問 李 彬/弁護士 若林 耕

#### II 中国法令アップデート

- 商務部による「直販企業サービス拠点管理弁法(修正意見募集稿)」の公開意見募集
- 交通運輸部による外商投資企業国内水路輸送経営における審査認可権限の移管に関する通知
- 交通運輸部による国家自由貿易試験区における若干海運政策の試行に関する公告
- 食品薬品監督管理総局による「食品経営許可管理弁法(意見募集稿)」の意見募集に関する通知
- 税関総署公告 2015 年第 27 号(税金滞納金減免関係事項の明確に関する公告)
- 中関村国家自主イノベーションモデル区の税收試行政策拡張の関連問題に関する通知
- 国家税務総局による資産(株式)振替における企業所得税の徴収および管理問題に関する公告
- 国務院法制弁公室による「中華人民共和国環境保護税法(意見募集稿)」の公開意見募集に関する通知

#### <NEWS>

- アモイ国際商事仲裁院及び国際商事調停センターの設立
- 北京市における最新の月平均賃金の公表(6月5日付)

#### III 中国万感

～「海亀族」の戸惑い——14年ぶりの上海生活～

弁護士 唐沢 晃平

## I Lawyer's Eye

北京オフィス顧問 李 彬

弁護士 若林 耕

### 中国の個人投資家による海外直接投資について

近年、中国経済の急遽な発展とともに中国の個人資産も増加しており、中国の個人投資家は、中国国内における投資のみだけではなく、海外投資についても強い関心を示している。最近では日本への投資、例えば日本の不動産の購入、日本企業への投資等についても話題になることが多い。しかしながら、中国「企業」の海外投資については中国の法規制が比較的整備されつつあるものの、中国「個人」の海外投資については中国法規制面での不明確さが存在する。日本企業にとっては、中国個人からの投資は新しいビジネスチャンスである一方、取引を考慮する際に中国の法規制の問題についても留意しておく必要がある。

本稿では、中国個人による海外直接投資に関する中国の法規制について分析する。なお、「直接投資」とは、新設、買収、資本参加等の方式を通して海外の企業やプロジェクトの所有権、コントロール権、管理権等を取得する行為を指し、個人が海外の証券市場に投資する行為、つまり証券投資は本稿の対象には含まれない。

#### 一. 中国個人の海外直接投資に関する一般規制

現行法によれば、中国国内から海外への直接投資プロジェクトについて、主に「国家発展改革委員会」、「商務部」、「外貨管理局」による審査を経る必要があり、「許認可」又は「届出」を行う必要がある。当該三部門は、中国からの海外直接投資行為を審査、管理・監督している。但し、法令上の字句からすれば、当該三部門による管理対象は企業法人に限られている。

##### 1. 国家発展改革委員会による関連規制の有無

国家発展改革委員会による海外直接投資プロジェクトの管理権限の根拠法は、2014年4月に公布された「海外投資プロジェクト批准及び届出管理弁法」(以下「管理弁法」という)である。

管理弁法によれば、国家発展改革委員会は新設、買収、株式参入、増資等の方式による海外投資プロジェクトに対し、投資先、投資領域及び投資金額の違いによってそれぞれ「許認可」又は「届出」を行い、管理を実施すると規定している。ただ、管理弁法によれば、適用対象は中国国内の企業法人であり、自然人による海外投資プロジェクトについては管理弁法を参照し、別途具体的な管理法令を制定するとされている(管理弁法第2条、第31条)。しかしながら、現時点で具体的な管理法令は公布されていない。

当職らが、北京、上海等の発展改革委員会にヒアリングしたところ、中国個人による海外投資は発展改革委員会の管理する範囲には属しておらず、現時点では個人による許認可又は届出の申請を受け付けていないという回答であった。

##### 2. 商務部門による関連規制の有無

商務部門による海外直接プロジェクトの管理権限の根拠法は、「海外投資管理弁法」である。ただ、「海外投資管理弁法」の適用対象は企業等の法人とされている(海外投資管理弁法第2条、第

36 条)。個人に関しては当該弁法では一切言及されていない。当職らが北京の商務委員会にヒアリングしたところ、個人による海外直接投資については、商務部門による管理の対象外という回答があった。

### 3. 外貨管理部門による関連規制の有無

中国では、企業、個人を含めて、厳格な外貨管理規制が存在している。個人の外貨管理を規定する「外貨管理条例」、「個人外貨管理弁法」によれば、国内の個人が海外に直接投資を行う際に海外送金が必要である場合に、外貨管理部門の許認可を得た上、外貨登記を行わなければならないとされている(外貨管理条例第 17 条、個人外貨管理弁法第 16 条)ものの、詳細な規定は存在しない。当職らが北京、上海等大都市の外貨管理部門に照会したところ、個人による海外直接投資の場合の海外送金については具体的な法規定が存在しないため、現時点ではこのような海外送金が認められないとの回答があった。

以上からすると、個人による海外直接投資に関する「許認可」等の規制については、法令上明確に規定されていない。現時点での実務においては、発展改革委員会及び商務部門の管理対象外であるにもかかわらず、国内から海外に資金送金しようとする、外貨管理部門の許認可を得られないため、結論として中国国内の銀行による送金の実現できないと思われる。

## 二. 特別規制

上記のとおり、中国国内の個人による海外直接投資については、外貨管理規制上の問題がネックになると考えられる。一方で、以下の特別法で規定される場合の個人海外投資については、例外的に可能であると思われる。

### 1. 海外における特別目的会社の設立

中国の個人が海外への投資・融資又は中国国内へ迂回投資を目的として海外で特別目的会社を設立、コントロールする場合に、当該個人による海外投資は法令上で明確に規定されている。このような場合の海外投資は、外貨管理部門において登記を経れば認められる(「国内居住者による外国特別目的会社を通じた投融資及び迂回投資の外貨管理関連問題の通知」による)。

### 2. 海外上場会社の持株奨励計画への参入

中国の個人は、自身と労働関係又は労務関係を有する海外上場会社の「持株奨励計画」に参加する場合に、当該会社上場会社の株式、ストックオプションを取得することが可能である。ここでいう「持株奨励計画」とは、海外の上場会社がその役員、従業員などの個人に会社の株式又はストックオプションを持たせる計画を指す。(「国内個人による海外上場会社の持株奨励計画の参加の外貨管理関連問題に関する通知」による)。但し、中国の個人は、所属国内関連会社を通じ、又は国内代理機構に委託し、外貨登記、口座開設及び送金等を行う必要がある。

## 三. まとめ

上記のように、現時点において中国個人による海外直接投資については、明確な法規制が存在しない。法令上は中国個人の海外直接投資は禁止されていないにもかかわらず、実務上は送金等の問題が生じるため、個人の中国国内にある資金をもって海外投資を行うのは難易度が高いと思われる。そのため、現状においては、中国個人は中国の企業法人を経由した海外投資というスキームによらざるをえないと思われる。また、中国の個人投資家が海外にある資産をもって海外で

投資を行う場合(取引決済が海外で完結する場合)には、このような送金上の問題が生じないため、特段中国の規制が問題となることはないと思われる。

なお、中国では、一部地域、例えば中国(上海)自由貿易試験区内で就労する個人については、関連する資産要件等を満たすことを条件として海外投資を認めるとの方針が打ち出されている。将来的には、中国の個人についても、一定の条件のもとで海外投資を許容する方向で法整備が進んでいくことが予想される。

以上

## Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

北京オフィス顧問 李 彬

弁護士 濱本 浩平

上海オフィス顧問 繆 媛媛

弁護士 横井 傑

弁護士 唐沢 晃平

### 最新中国法令の解説

#### <直販企業>

##### 商務部による「直販企業サービス拠点管理弁法(修正意見募集稿)」の公開意見募集

[ポイント] 直販企業は、直販管理条例に基づき直販を行う省、自治区又は直轄市毎に支社を設立しなければならないが(同条例第 10 条)、本修正意見募集稿は、別途サービス拠点の設置を求めると規定している。設置が要請されるサービス拠点の店舗数は、直販をしている場所に応じて異なる。このほか本修正意見募集稿では、サービスステーションにおいて提供すべきサービスの内容、設置手続等について規定している。

(意見募集期間:2015 年 6 月 3 日から 2015 年 7 月 2 日)(商務部)

[原文] [商务部关于《直销企业服务网点管理办法\(修订征求意见稿\)》公开征求意见](#)

#### <運輸>

##### 交通運輸部による外商投資企業国内水路輸送経営における審査認可権限の移管に関する通知

[ポイント] 外商投資企業が国内水路輸送業を経営する場合、これまでは中央の交通運輸部の認可を取得する必要があり、手間と時間がかかっていたが、本通知により各省級の水路輸送管理部門が許可を行うことになり、中央から各地方部門に審査認可権限及び監督権限が委譲されることになった。

2015 年 5 月 29 日公布(交通運輸部)

[原文] [交通运输部关于做好外商投资企业经营国内水路运输审批下放有关工作的通知](#)

##### 交通運輸部による国家自由貿易試験区における若干海運政策の試行に関する公告

[ポイント] 本公告は、広東、天津、福建及び上海の自由貿易試験区における外資に対する出資規制を緩和するものである。中国国内の港湾で行う国際船舶運輸業務に関する外資企業の出資比率規制が撤廃される。特に、上海自貿区においては、外資による国際船舶運輸業務について 100%独資企業の設立が、広東自貿区では香港・マカオ企業による 100%独資企業の設立が認められる。

2015 年 6 月 1 日公布(交通運輸部公告 2015 年第 24 号)

[原文] [交通运输部关于在国家自由贸易试验区试点若干海运政策的公告](#)

#### <食品経営>

##### 食品薬品監督管理総局による「食品経営許可管理弁法(意見募集稿)」の意見募集に関する通知

[ポイント] 本意見募集稿は、食品薬品監督管理総局が食品安全の監督管理を強化するために、食品経営者(食品販売、飲食経営等)に対し、営業許可証の取得後において「食品経営許可証」の取得を義務付けようとするものである。粉ミルク等の特殊食品を販売する場合にも適用がある。

(意見募集期間:2015年6月5日から2015年7月5日)(食品薬品監督管理総局)  
 [原文] [食品药品监管总局关于征求《食品经营许可证管理办法\(征求意见稿\)》意见的通知](#)

### <税関>

#### 税関総署公告 2015 年第 27 号(税金滞納金減免関係事項の明確に関する公告)

[ポイント] 本公告は、税関が納税義務者から滞納金を徴収すべき場合において、税関がかかる滞納金を減免できる場合を明確化したものである。具体的には、(1)経営困難により期限内には納税できなかったが、期限経過後 3 か月以内に納税した場合、(2)不可抗力または国家政策の調整により期限内には納税できなかったが、かかる状況の解消後 3 か月以内に納税した場合、(3)納税義務者が自主的に納税の不足や漏れを発見して納税した場合、(4)税関総署の認可を得たその他の特殊な場合には、滞納金の減免が可能とされている。なお、本公告は、滞納金の減免手続における納税義務者の提出書類についても定めている。

2015年6月5日公布、同日施行

[原文] [海关总署公告 2015 年第 27 号\(关于明确税款滞纳金减免相关事宜的公告\)](#)

### <税務>

#### 中関村国家自主イノベーションモデル区の税収試行政策拡張の関連問題に関する通知

[ポイント] 本通知は、中関村国家自主イノベーションモデル区における税収試行政策を、国家自主イノベーションモデル区、合蕪蚌自主イノベーション総合試験区及び綿陽科技城(以下あわせて「モデル区」という。)に拡張して実施することを定めている。同税収試行政策では、モデル区内の科学技術成果の転化、中小ハイテク企業への投資その他イノベーションを促進するため、個人所得税・企業所得税について様々な優遇を与えている。

2015年6月9日公布、2015年1月1日施行(財税[2015]62号)

[原文] [关于推广中关村国家自主创新示范区税收试点政策有关问题的通知](#)

### <企業再編に伴う企業所得税処理>

#### 国家税務総局による資産(株式)振替における企業所得税の徴収および管理問題に関する公告

[ポイント] 2014年12月に財政部、国家税務総局は「企業再編促進の企業所得税処理の関連問題に関する通知」を公布し、企業再編に伴う企業所得税の調整を行っていたが、本公告は同通知における文言等について、更に明確化するものである。

2015年5月27日公布(国家税務総局公告 2015 年第 40 号)

[原文] [国家税务总局关于资产\(股权\)划转企业所得税征管问题的公告](#)

### <環境保護>

#### 國務院法制弁公室による「中華人民共和國環境保護税法(意見募集稿)」の公開意見募集に関する通知

[ポイント] 本意見募集稿は、汚染物(大気汚染物質、水質汚染物質、固体廃棄物に加え、騒音等が含まれる)の排出に関して、環境保護税を徴収するというものである。環境保護税を徴収した場合は、2003年施行の「汚染物質排出費徴収使用管理条例」に基づく汚染物質排出費(排污費)の徴収は行わないものとされており、費用から税金へ(費改税)という政府方針を反映したものと見える。環境保護税の基準額は現行の汚染物質排出費と基本的に同じだが、大気汚染物質または水質汚染物質の排出が基準値を超える場合には、倍額の環境保護税を徴収するものとされている。その一方で税額の減免に関する優遇制度も盛り込まれ、環境保護へのインセンティブを与えるものとなっている。汚染物の排出を伴う企業活動に直接的に影響する法規であるため、今後の立法動向を注視する必要がある。

(意見募集期間:2015年6月10日から2015年7月9日)(國務院法制弁公室)

[原文] [国务院法制办公室关于《中华人民共和国环境保护税法\(征求意见稿\)》公开征求意见的通知](#)

**<NEWS>****アモイ国際商事仲裁院及び国際商事調停センターの設立**

2015年6月6日、中国(福建)自由貿易試験区内に、国際商事仲裁院及び国際商事調停センターが設立された。

**北京市における最新の月平均賃金の公表(6月5日付)**

2014年の北京市従業員月平均賃金は6,463元(2013年:5,793人民元)であった。この発表に伴い、北京市の社会保険料納付基数も6月12日付の発表にて調整されている。

**◆【[上海自由貿易試験区関連法令一覧](#)】**



## 中国万感



### 【海亀族」の戸惑い——14年ぶりの上海生活】

弁護士 唐沢 晃平

2015年6月、上海交通大学における半年間の留学と、君合法律事務所の上海オフィスにおける3か月間の研修を終え、AMT 上海オフィスでの勤務を開始した私は※、窓の外の風景に呆然としていた。上海での生活はこれが初めてではない。私は父の駐在に伴い、1997年から2000年までの3年間、上海に居住していた経験がある。中国語では「帰」と「亀」の字が同じ読みであることから、海外からの帰国子女は「海亀族」と呼ばれたりするのだが、私は上「海」に「帰」ってきた日本人なので、さしずめ変種の「海亀族」だ。

私が1度目の上海生活を終えた2000年は、中国のGDPが米ドルベースで1兆ドルを突破した年である。中国のGDPはその後も急速に伸び続け、2014年には10兆ドルを突破した。一方、日本のGDPはその間、米ドルベースで5兆ドル前後とほぼ横ばいで、むしろ2000年と2014年で数値を比較すると若干のマイナス成長となっている。

停滞状態が続く日本で育って帰ってきた「海亀族」にとっては、怒涛の勢いで成長し続けてきた上海の変貌ぶりたるや驚愕すべきものであり、まるで浦島太郎にでもなってしまった気分である(彼もまた別の意味で「海亀族」だが。)

思えば2000年当時の上海には地下鉄も2号線までしかなかったが、2015年現在では計14路線が運行しており、世界唯一の商用リアモーターカーも運行されている。また、上海では21世紀に入って以降、弊事務所のオフィスが入居している「環球金融中心ビル」(101階建て、高さ492メートル)を筆頭に、存在感抜群の摩天楼が続々と建設され、今では世界でも類を見ない超高層ビル群が形成されている。2000年に若者の街「淮海路」の一等地に突如出現した巨大偽ブランド品市場は今や影も形もなくなり、跡地にできたショッピングモールには本物のブランド品を扱う煌びやかな高級ブティックが軒を連ねている。「豫園」、「人民広場」、「外灘」、「南京路」など、昔から定番の観光地に行けば相変わらずの猥雑な上海も健在だが、「新天地」や「田子坊」、「思南公館」などの新たなお洒落ゾーンに足を踏み入れれば、中国人の若者がカフェバーのオープンテラスでカクテルを飲みながら外国人と流暢な英語で談笑していたりする。2000年当時にはまだ上海に進出していなかったスターバックスコーヒーに至っては、現在上海市内だけで300店舗以上も展開しているという。

近時、中国の成長は減速傾向にあるといわれているが、上海の成長は相変わらず猛スピードで進行中だ。至るところで地下鉄の建設工事が続いており、2020年には計21路線になる予定とのことであるし、「環球金融中心ビル」の隣には128階建て、高さ632メートルの「上海中心ビル」が今年中に竣工予定である。来春には「上海ディズニーランド」の開業も控えている。

2度目の上海生活も9か月になるが、いまだに驚きの連続である。変種の「海亀族」が魔都のスピードに追い付くためには、もう少し時間がかかりそうである。

※ 唐沢弁護士は現在常駐代表認可の取得手続中です。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))又は若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟	繆 媛媛
楽 楽	李 彬	
屠 錦寧	安 然	
呉 曉青		

## CONTACT INFORMATION

### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

#### 東京オフィス

〒107-0051  
東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー  
Tel: 03-6888-1000(代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>

#### 名古屋オフィス

〒450-0003  
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号  
名古屋三井ビルディング新館13階  
Tel: 052-533-4770(代表)  
Email: [nagoya@amt-law.com](mailto:nagoya@amt-law.com)

#### 北京オフィス(日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処)

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号  
北京發展大廈809室  
郵便番号100004  
Tel: +86-10-6590-9060(代表)  
Email: [beijing@amt-law.com](mailto:beijing@amt-law.com)

#### 上海オフィス(日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処)

中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心40階  
郵便番号200120  
Tel: +86-21-6160-2311(代表)  
Email: [shanghai@amt-law.com](mailto:shanghai@amt-law.com)

#### シンガポールオフィス(Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza  
Singapore 048619  
Tel: +65-6645-1000(代表)  
Email: [singapore@amt-law.com](mailto:singapore@amt-law.com)

#### ホーチミンオフィス(HCMC Office)

Kumho Asiana Plaza Saigon, Suite 609A  
39 Le Duan Street, District 1  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel: +84-8-3822-0724(代表)  
Email: [vietnam@amt-law.com](mailto:vietnam@amt-law.com)

#### ジャカルタデスク

#### (ルースディオノ・パートナーズ(Roosdiono & Partners)法律事務所内)

The Energy 32nd Floor, SCBD Lot 11A  
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53  
Jakarta 12190, Indonesia  
Tel: +62-21-2978-3888(代表)  
Email: [jakarta@amt-law.com](mailto:jakarta@amt-law.com)